



# 栃木県公報

平成28年  
6月17日(金)  
号外  
第42号

## 目次

規 則	
○栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の廃止	1
訓 令	
○栃木県副知事の担当事務に関する規程の廃止	1

## 規 則

### 栃木県規則第四十七号

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則を次のように定める。  
平成二十八年六月十七日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

栃木県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成二十六年栃木県規則第十五号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年六月十九日から施行する。

（人事課）

## 訓 令

### 栃木県訓令第八号

栃木県副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。  
平成二十八年六月十七日

本 庁  
出 先 機 関

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県副知事の担当事務に関する規程を廃止する訓令

栃木県副知事の担当事務に関する規程（平成二十六年栃木県訓令第一号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、平成二十八年六月十九日から施行する。

（人事課）